

資料編

用語解説

用語解説

A - Z

DID（人口集中地区）

Densely Inhabited District の略称。国勢調査において設定される統計上の地区で、市区町村の区域内で、人口密度が 4,000 人 /k m²以上の基本単位区が、互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

NPO（非営利活動団体）

Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization の略称。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などさまざまな分野で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動を行う団体の総称。

PFI（民間資金等活用事業）

Private Finance Initiative の略称。地方公共団体などが直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるように、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

PPP（公民連携）

Public Private Partnership の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。なお、PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。

あ行

雨水流出抑制施設

下流河川・水路への洪水時の流出抑制や、流域の水循環系の健全化を目的として設置する貯留・浸透施設。

インフラ

インフラストラクチャーの略称。産業や生活の基盤、社会資本などを意味し、本計画上は、上下水道、道路・橋りょう、公園など市が所有し管理する施設。

オープンカフェ

店舗の一部を屋外とし、開放的な雰囲気の中で飲食が楽しめるようにつくられた喫茶店またはレストラン。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、都市の中で建物によって覆われていない土地の総称。

か行

街区公園

都市公園法に定める都市公園のうち、主として半径 250 m 程度の街区内に居住する人々の利用のために設置される、標準敷地面積 0.25ha の公園のこと。広場や遊具などを備えた最も身近な公園。

狭あい道路

建築基準法に定める幅員 4 m 未満の道路や緊急車両の円滑な通行への支障が懸念される道路。

近隣公園

都市公園法に定める都市公園のうち、主として半径 500 m 程度の近隣に居住する人々の利用のために設置される、標準敷地面積 2 ha の公園。

緊急輸送道路

大規模災害が起きた場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線として我孫子市地域防災計画において指定された道路。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力や居住環境の向上、防災や減災などの多様な効果を得ようとする考え方。

景観作物

ヒマワリ、菜の花、コスモスなど、耕作条件が良好でない休耕農地などに作付けすることで、見て楽しむことができ、観光資源としての活用が可能となる作物。

減災

ある程度の被害の発生を想定した上で、その被害を低減させるためにあらかじめ行う取り組み。

建築協定

地域の環境を維持・増進するため、一定区域内の権利者全員の合意により、区域内での建築物などに関する基準を定める協定。

交通結節点

バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点。

交流人口

通勤・通学者や観光客など、その地域に訪れる人、または交流する人のこと。その地域に住んでいる人（＝定住人口）に対する概念。

高度地区

都市計画法に定める地域地区の一つ。用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

コミュニティバス

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバス。

さ行

市街化区域

都市計画法に基づき、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定めた区域で、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法に基づき、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定めた区域で、市街化を抑制すべき区域のこと。

市街地

宅地化や街路の整備が進んだ地域。狭義では市街化区域をさす。

市民の森

市などの自治体が、住民の利用に供するため、土地の所有者との契約に基づき整備・管理する緑地や山林。

生産緑地

都市計画法に定める地域地区の一つ。生産緑地法に定める生産緑地地区の区域内の土地または森林のこと。市街化区域内の農地、採草放牧地のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを区市町村が指定した地区。

た行

地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を図るもの。用途地域、高度地区、防火地域、準防火地域、生産緑地地区などがある。

地区計画

都市計画法に基づき、建築物の形態や公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。

地区公園

都市公園法に定める都市公園のうち、主として半径1km程度の徒歩圏内に居住する人々の利用のため設置する、標準敷地面積4haの公園のこと。広さを活かし、スポーツを楽しむことができる施設の設置や自然環境の保全等が行われる。

た行

調整池

都市化などによる雨水流出量の増大に対して、下流側の雨水排水施設、水路などの負担軽減のため、一時的に雨水を貯留する施設。

特別緑地保全地区

良好な自然的環境を形成している都市内の樹林地や草地、水辺などを指定し、建築行為や樹木の伐採などを制限することにより、緑地を保全し、都市における貴重な緑地を将来に引き継いでいこうとする、都市緑地法に基づく制度。

都市基盤

道路、公園、上下水道など、都市を形成する都市施設の中でも根幹的なもの。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市の中心市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通などの状況を勘案して、一体の都市として整備・開発・保全する必要がある区域。我孫子市は全域が「我孫子都市計画区域」に指定されている。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定により指定された道路。

都市公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園。

都市緑地

都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境の形成を考慮し、地方自治体が指定する緑地。

な行

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に定める自然的経済的社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域として都道府県知事が指定した地域。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に定める農業振興地域内の土地で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地などの区域。

日常生活圏

本計画上の定義であり、各鉄道駅を中心におおよそ半径1kmから1.5kmに包含し、居住・通勤・通学・購買・余暇活動など、日常の生活をするうえで歩行や自転車でも活動が可能と想定される基本となる圏域。

は行

バリアフリー

障害のある人や高齢者の自由な社会参加や活動が可能になるよう、その障害となる諸要因（バリア）を取り除くこと。

複合住宅地

都市計画法上の用途地域のうち、準住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域を総称したもの。ある一定条件の商業・業務施設と住宅の混在を許容する地域。

防火地域、準防火地域

都市計画法に定める地域地区の一つで、中心市街地など建造物の密集した地域における延焼の危険を防止するため、建造物の構造などについて規制する地域。

歩車分離

歩行者の安全のため、歩行者の動線と車の動線を分離すること。

保存樹木

都市における美観風致の維持を図るために保存が必要な都市計画区域内の樹木または樹木の集団で、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、指定される。

保存緑地

都市の美観風致を維持するため保存を要する緑地として、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定される樹林地・草地。

や行

谷津

台地に深く刻まれた谷間の地形をさすが、本計画では、この地形と両側の斜面林までを入れた一体的な環境をいう。

ユニバーサルデザイン

子どもや大人、外国人、障害のある人や高齢者などすべての人にとって使いやすい製品や空間、または社会の仕組み。

用途地域

都市計画法に定める地域地区の一つで、都市活動の安全性や利便性を高めるため計画的な土地利用の実現を図ることを目的として、建築物の用途や建ぺい率、容積率などを定めたもの。目指すべき市街地像に応じて、住居系・商業系・工業系の用途に分類された12種類の地域。

ら行

緑化協定

千葉県自然環境保全条例に基づき、知事が公害や災害の防止その他生活環境を維持するために必要と認めた場合に、一定面積以上の工場用地や住宅用地などの土地の所有者または管理者との間で締結する緑化の推進に関する協定。

緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者などの合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。